

広島海区漁業調整委員会の機能と権限

海区漁業調整委員会は、地方自治法及び漁業法の規定により設置された行政委員会で、諮問機関・建議機関・決定機関としての機能と権限を有しています。新漁業法（令和2年12月1日施行）に関する内容は次のとおりです。

1 諮問事項

- (1) 県資源管理方針の策定, 変更の答申 (第14条)
- (2) 知事管理漁獲可能量の策定, 変更の答申 (第16条)
- (3) 都道府県漁業調整規則(漁業許可)の制定, 改廃の答申 (第57条第5項)
- (4) 知事許可漁業に係る船舶等の基準の策定, 変更の答申 (第41条第2項(準用))
- (5) 知事許可漁業に関する制限措置(船舶等の数, 総トン数, 操業区域, 漁業時期, 漁具の種類等)及び許認可の申請期間の定め等の答申 (第42条第3項(準用))
- (6) 公示した船舶等の数を超える場合の許可の基準の定め等の答申 (第42条第5項(準用))
- (7) 許可の有効期間短縮の答申 (第46条第2項(準用))
- (8) 免許内容の事前決定に係る漁場計画案の作成, 変更の答申 (第64条第1項)
- (9) 漁業権免許申請の審査の答申 (第70条)
- (10) 漁業権を免許すべきでない旨の答申 (第71条第5項)
- (11) 関係地区内の漁業協同組合が漁業権の共有認可請求したときの答申 (第72条第7項)
- (12) 個別漁業権の抵当権設定の答申 (第78条第3項)
- (13) 個別漁業権の移転認可の答申 (第79条第3項)
- (14) 相続等によって個別漁業権を取得した者の適格性の答申 (第80条第2項)
- (15) 漁業権に附す条件の答申 (第86条第2, 4項)
- (16) 休業中の個別漁業権の内容たる漁業を営む許可の答申 (第88条第2項)
- (17) 休業による漁業権取消しの答申 (第89条第3項)
- (18) 漁業権漁場の有効活用に関する指導又は勧告の答申 (第91条第3項)
- (19) 適格性の喪失等による漁業権の取消し, 行使停止の答申 (第92条第3項)
- (20) 公益上の必要による漁業権の変更・取消し, 行使停止の答申 (第93条第3項)
- (21) 錯誤によって免許した漁業権の取消しの答申 (第94条)
- (22) 沿岸漁場管理団体の指定の答申 (第99条第3項)
- (23) 沿岸漁場管理規定の策定, 変更の答申 (第101条第4項)
- (24) 沿岸漁場管理団体の指定取消しの答申 (第116条第4項)
- (25) 漁業調整規則(採捕制限・禁止)の制定, 改廃の答申 (第119条第8項)
- (26) 漁業者委員の資格要件の拡張又は限定の答申 (第138条第6項)
- (27) 土地及び土地の定着物の使用権協議に係る認可の答申 (第165条第2項)
- (28) 漁業権の取消し等による損失補償の答申 (第177条第14項)

2 建議事項

- (1) 漁業の免許の適格性を有しない旨の意見を述べようとするとき (第 69 条第 5 項)
- (2) 連合海区漁業調整委員会の設置協議が調わないとき, 知事に対して代わりとなるべきものの定めをすべきことを申請する場合 (第 147 条第 5 項)
- (3) 連合海区漁業調整委員会の委員定数に係る協議が調わないとき, 知事に対して代わりとなるべきものの定めをすべきことを申請する場合 (第 148 条第 6 項)
- (4) 委員会指示に従わない者があるとき, 指示に従うべき旨の命令を出すことを知事に申請する場合 (第 120 条第 8 項)

3 決定事項

ア 裁定

- (1) 入漁権の設定, 変更, 消滅について当事者間の話し合いがつかず, 委員会に申請があったとき (第 100 条)
- (2) 土地又は土地の定着物についての使用権設定について協議が整わなかった場合の使用権設定についての裁定, 買収の裁定, 移転料の裁定 (第 166 条)
- (3) 土地又は土地の定着物の貸付契約の変更又は解除についての裁定 (第 167 条)

イ 指示

関係者に対する水産動植物の採捕に関する制限又は禁止, 漁業者の数に関する制限, 漁場の使用に関する制限その他必要な指示 (漁業法第 120 条第 1 項)

4 その他

所掌事項を処理するために必要な報告の徴収, 調査, 測量, 検査 (第 157 条)